

令和7年4月1日

関西医療大学における研究不正防止に向けた決意表明  
～「フェアでクリーンな大学」を目指して～

学長 伊東 秀文

本学は、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和3年2月改正）に基づいて、①「ガバナンスの強化（不正根絶に向けた最高責任者のリーダーシップと役割の明確化）」、②「意識改革（コンプライアンス教育・啓発活動による全構成員への不正防止意識の浸透）」、③「不正防止システムの強化（監査機能の強化と不正を行える「機会」の根絶）」を不正防止対策強化の3本柱として研究費不正の防止に関する高い意識を持った組織風土の形成を促進してきました。その一環として、令和4年4月に不正防止計画推進部署に不正防止対策会議を新たに設置し、同会議が立案した計画に沿って全学的な不正防止の取組みを促進する体制を整備してきました。

お陰様で教職員の皆様のご協力により、本学では今日まで研究不正に該当する事案は生じておりません。不正防止対策強化の3本柱を念頭に置き、今後も引き続き、学長自身が研究機関の最高管理責任者として全学的にリーダーシップを取って研究不正防止体制の整備と強化を推進していくことを誓約致します。研究とは、研究機関内の一員として当該研究機関内で完結するべきもので、科学研究費や学内研究費（個人研究費を含め）は、公的な立場で使用されるべきものです。その意味で、公私混同しない、不正を行わない研究体制作りを進めていきます。

一方、研究者個人としては、責任ある研究活動(RCR: Responsible Conduct Research)が求められ、捏造 (Fabrication)、改ざん (Falsification)、盗用 (Plagiarism) という特定不正行為 (FFP) をしないこと、加えて、RCR と FFP の間のグレーゾーンに存在する疑わしい研究行為(QRP: Questionable Research Practice)についても、研究者自らが悩み、考えながら自律的な倫理観を培い、研究不正発生リスクを最小化していくという「志向倫理」の考え方（令和4年度研究倫理教育研修会）が重要であることを周知しています。

本学は、以上のように、今後も引き続き不正防止のPDCAサイクルを効果的に運用し、全教職員・研究者・大学院生等に不正防止の意識を周知徹底して実施体制を強化するとともに、監事・会計監査人・内部監査部門との連携を強化して、「フェアでクリーンな大学」であり続けるよう取組みます。

以上